

広島県告示第九百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十四年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三原市本町二丁目、本町三丁目、駒ヶ原町、八坂町地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
駒ヶ原橋（二六二七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	駒ヶ原橋（二六二七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ原町（二六二七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	駒ヶ原町（二六二七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ原町（二六二七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	駒ヶ原町（二六二七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ原町（二六二七―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	駒ヶ原町（二六二七―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町二丁目（二六二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町二丁目（二六二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町二丁目（二六二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町二丁目（二六二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町二丁目（二六二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町二丁目（二六二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町二丁目（二六三〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
本町二丁目（二六三〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
本町三丁目（二六三二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町三丁目（二六三二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法第八条第二項の規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

本町三丁目（二六三二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町三丁目（二六三二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町三丁目（二六三二―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町三丁目（二六三二―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八坂町（二六三三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八坂町（二六三三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八坂町（二六三三―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八坂町（二六三三―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八坂町（二六三三―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八坂町（二六三三―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町三丁目（二八〇二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町三丁目（二八〇二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原谷東上（二八〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原谷東上（二八〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原谷東上（二八〇五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原谷東上（二八〇五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原谷東上（二八〇五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原谷東上（二八〇五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町三丁目（一一三五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
本町三丁目（一一三五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
本町三丁目（一一三五―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
清掃工場（一一三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
斎場（一一三九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
斎場（一一三九―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
八坂町（一一三九―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
本町中央公園西（七〇三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
本町中央公園西（七〇三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町中央公園西（七〇三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本町中央公園上（一〇五二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本町中央公園上（一〇五二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

河原谷川（三〇〇）	土石流	次の図のとおり	
河原谷川支川 一（二九九b）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 一（二九九b）
河原谷川支川 一（二九九a）	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 一（二九九a）
恵下谷川支川 二（一九九隣b）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川 二（一九九隣b）
恵下谷川支川 二（一九九）	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川 二（一九九）
本町三丁目 （一四〇九―一）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
本町三丁目 （一四〇九）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
河原谷西上 （一九六六―五）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷西上 （一九六六―五）
河原谷西上 （一九六六―四）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷西上 （一九六六―四）
河原谷西上 （一九六六―三）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	
河原谷西上 （一九六六―二）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷西上 （一九六六―二）
河原谷西上 （一九六六―一）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷西上 （一九六六―一）
河原谷西上 （一九六六）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷西上 （一九六六）
河原谷東上 （一九六五―三）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷東上 （一九六五―三）
河原谷東上 （一九六五―二）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷東上 （一九六五―二）
駒ヶ原町（一九六五―一）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	駒ヶ原町（一九六五―一）
河原谷東下 （一九六五）	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	河原谷東下 （一九六五）

河原谷川支川 三(五一五〇)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 三(五一五〇)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 三(五一五〇) 隣a)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 三(五一五〇) 隣a)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 三(五一五〇)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 三(五一五〇)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 三(五一五〇) 隣b)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 三(五一五〇) 隣b)	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支川 四(七八〇七)	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川 四(七八〇七)	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支川 四(七八〇七) a)	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川 四(七八〇七) a)	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支川 四(七八〇七) b)	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川 四(七八〇七) b)	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支川 五(七八〇八)	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川 五(七八〇八)	土石流	次の図のとおり
恵下谷川支川 五(七八〇八) 隣a)	土石流	次の図のとおり	恵下谷川支川 五(七八〇八) 隣a)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 二(五一四九)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 二(五一四九)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 四(五一五一)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 四(五一五一)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 四(五一五一) 隣a)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 四(五一五一) 隣a)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 五(五一五二)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 五(五一五二)	土石流	次の図のとおり
河原谷川支川 六(七八〇〇)	土石流	次の図のとおり	河原谷川支川 六(七八〇〇)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。